



2023年2月24日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 森 望
(コード：9503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経理部長 上西 隆弘
T E L 050-7105-9084

関西電力送配電株式会社における再生可能エネルギー電気の利用促進に関する 特別措置法に基づく報告徴収への報告について

当社子会社の関西電力送配電株式会社（以下、関西電力送配電）は、経済産業省が保有する「再エネ業務管理システム※」を閲覧するために関西電力送配電に付与されたID・パスワードを当社の従業員に提供していたことを確認したことから同省に報告し、同省から報告徴収を受領しました。

[関西電力送配電株式会社における再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法に基づく経済産業省からの報告徴収の受領について
2023年2月16日開示済み]

関西電力送配電は、本報告徴収に基づき事実関係の調査を行うとともに、原因分析および再発防止策等を取りまとめ、本日、同省に報告しました。

調査の結果、2020年2月に関西電力送配電社員（当時：当社 送配電カンパニー所属）1名が、当社のFIT買取業務に従事する社員1名に、当該システムのID・パスワードを提供していたことなどを確認しました。

本件の原因は、ID等の取扱いに関する周知や教育が不十分であったことやID等の管理体制が不十分であったことなどにあると考えています。

当社および関西電力送配電は、本件を非常に重く受け止めており、今回策定した再発防止策を徹底してまいります。

※ 経済産業省が保有する「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画認定情報等を管理する業務用システム。

一般送配電事業者は、自社供給区域の認定事業者の情報へアクセスできるアカウントが付与されている。

以 上

別 紙：経済産業省への報告概要（関西電力送配電による報告）

経済産業省への報告概要
(関西電力送配電による報告)

1. 調査結果の概要

(調査方法)

- 当社社員および系統連系の受付業務に従事する委託社員（計9, 373名）に対して、当該システムのID・パスワードの取扱い（認知状況、使用目的、社外への提供実績の有無）について、アンケートによる聞き取り調査を実施（回答率：97%）。
- また、系統連系の受付業務所管箇所の在籍者（当該業務に従事しない社員を含む）および過去に系統連系の受付業務に従事したことがある当社社員（451名）に対して、関西電力からの設備認定情報に関する照会や情報提供実績の有無について、アンケートによる聞き取り調査を実施（回答率：99%）。

(調査結果)

- 上記の調査の結果、以下の不適切な取扱いがあったことを確認した。
 - ①2020年2月に当社社員（当時：関西電力 送配電カンパニー所属）1名が、関西電力のFIT買取業務に従事する社員1名に、当該システムに掲載されている発電事業者の情報およびID等をメールで提供していた。
 - ②2020年11月以降、当社の業務改善提案サイト（当社社員のみ閲覧可能）^{*}に掲載された、系統連系の受付業務の効率化に資する手続き方法や用語の解説をまとめた資料において、当該システムのID等の記載があった。
 - ※当社従業員から自らの業務・職場の改善に資する提案を受け付ける社内サイト
 - ③当該システムのID等を提供したものではないが、2019年1月頃に当社社員が関西電力社員からFIT制度に関する交付金申請時のエラーを解消するために設備認定情報の問合せを受け、当該システムを閲覧し、回答した（5件程度）。
- また、上記の調査において、系統連系の受付業務所管箇所の在籍者（当該業務に従事しない社員を含む）および過去に系統連系の受付業務に従事したことがある当社社員の中で「当該システムを知っている」と回答した213名のうち、92名（43%）が「当該システムは一般送配電事業者限定である」ことを認識していなかった。

2. 原因および再発防止策

	原因	再発防止策
意識面	<ul style="list-style-type: none"> ・ I D等を周知した際の注意喚起が不十分であった ・ 再エネ業務管理システムに登録されている情報の取扱いについて、業務マニュアルの記載が明確ではなかった ・ I D等および再エネ業務管理システムに登録されている情報の取扱いに関する教育が不十分であった 	<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ業務管理システムの I D等および登録情報を適切に取り扱う意識を醸成する <ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネ業務管理システムの I D等および登録情報を、社外へ提供することは不可であることを再周知する (2023 年 2 月末までに実施) ・ I D等を適切に管理し、また、再エネ業務管理システムに登録されている情報を、社外へ提供することは不可であることを業務マニュアルに明文化する (2023 年 3 月末までに実施) ・ e ラーニング等による教育を定期的 (1 回/年) に実施する (2023 年 4 月末までに実施)
管理面	<ul style="list-style-type: none"> ・ I D等の利用方法に関するルール整備が不十分であった ・ I D等の管理体制が不十分であった 	<ul style="list-style-type: none"> ○再エネ業務管理システムの I D等を厳正に管理する <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金エラー等の対応で再エネ業務管理システムを使用する業務は本店にて実施する (2023 年 3 月末までに実施) ・ I D等に対する管理責任者を設定し、使用者の管理、定期的なパスワード変更の実施により、I D等の管理体制を強化する (2023 年 2 月末までに実施)